

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員等の審査を次のとおり実施する。

令和8年8月6日

神奈川県公安委員会

区 分	内 容
審 査 の 種 類	1 技能検定員審査(普通、中型、準中型、大特、 ^{けん} 牽引又は普通二輪) 2 教習指導員審査(普通、中型、準中型、大特、 ^{けん} 牽引又は普通二輪)
審 査 期 日	令和8年10月20日(火)から同月23日(金)までの間
実 施 場 所	横浜市旭区中尾一丁目1番1号 神奈川県警察運転免許センター
申 請 手 続	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)に定める技能検定員又は教習指導員審査申請書(別記様式第1号)を公安委員会へ提出すること。
そ の 他	1 申請書の提出期限 令和8年10月6日(火) 2 申請書の提出先 横浜市旭区中尾一丁目1番1号 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係 3 受験資格 当該審査に係る自動車運転免許を有し、現に技能検定員又は教習指導員資格者証の交付を受けている者 4 審査時の携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具 5 審査期日 受験者が多数の場合、審査期日を追加する場合がある。